

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した「適応障害」は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、〇会社の健康相談室（以下「相談室」という。）の看護師として勤務していた平成〇年〇月頃より、相談室で上司に当たる事業場関係者A（以下「A」という。）から継続してセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受け、平成〇年〇月頃より体調が悪くなり、平成〇年〇月〇日、〇クリニックに受診したところ、傷病名「適応障害」と診断がなされた。

請求人は、適応障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求を行ったところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私生活には何の問題もなく、Aのセクハラ以外に発症の原因となるものはないと2名の医師が診断している。

Aは直属の上司であり、その地位を利用し、人格を完全に否定する内容のセクハラが長期にわたり継続したことは極めて悪質なものである。

事業場はセクハラ的事实を知りながら、事実を公表せず、改善もせず、請求人が休業に追い込まれた後は、セクハラをもみ消すため嫌がらせをしてきて、ますます追い込まれた。

以上のことから、業務上の災害と認められるべきであり、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月上旬頃に発病したと認められる。

(2) 発病前おおむね6ヶ月の間における業務による心理的負荷については、発病前の平成〇年〇月〇日以後、Aから性的な発言やメール等を受けた出来事が認められ、これは具体的出来事のうち「セクシュアルハラスメントを受けた」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。わいせつなカセットテープを手渡したことは悪質な行為であり、性的な発言が継続しているものの、人格を否定するような発言があったとは認められず、身体接触のない性的な発言のみのセクハラであり、出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働も認められないことから、平均的な心理的負荷の強度を修正する必要は認められない。

また、事業場は発病前にAのセクハラ的事实を把握することができなかつたため、適切な対応をすることができなかつたものと認められ、出来事後の状況が持続する程度は「相当程度過重」であると認められる。

したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「中」である。

(3) 業務以外の出来事、個体側要因について特に問題は認められない。

(4) 以上のとおり、請求人は平成〇年〇月上旬頃に「適応障害」を発病したものと判断されるが、発病前おおむね6か月間に、請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、業務上の事由により精神障害を発病したものと認められない。

4 審査官の判断

(1) 平成23年12月26日付けの基発第1226第1号通達「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に照らし判断すると次のとおりである。

(2) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月上旬頃に発病したと認められる。

(3) 請求人の精神障害の発病前6か月間における業務による出来事についてみると、平成〇年〇月〇日、請求人は業務中にAから性的な発言やメールを受け、その後さらに卑猥な内容のカセットテープを請求人が拒否したにもかかわらず机の上に置かれたことが認められ、Aもその事実を認めている。これは、具体的出来事のうち「セクシュアルハラスメントを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」

である。

請求人は長期間にわたって直属の上司であるAより性的発言を受け続けており、原処分庁は判断指針に基づき、「Aの発言の中に人格を否定するようなものがあつたと明確に認められる第三者の陳述が認められない」ことから「身体接触のない性的な発言のみのセクハラ」と判断しているが、認定基準によれば心理的負荷が「強」になる例として、「身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、性的な発言が継続してなされ、かつ会社がセクシュアルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合」とされており、請求人がAより受けたセクハラは継続してなされており、また、請求人の上司であるAから行われたものであるにもかかわらず会社として何の改善措置もなされなかったという事実関係から、その心理的負荷は明確に「強」に該当するものと当審査官は判断する。

- (4) 業務以外の出来事、個体側要因について特に問題は認められない。
- (5) 以上のことを総合すると、精神障害の発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷は総合評価「強」と判断するものであり、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められることから、請求人に発病した精神障害を業務上の事由によるものと認めるものである。したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。